

豊中市危機管理対応方針

平成17年(2005)3月作成
平成20年(2008)3月改正
平成20年(2008)12月改正
平成23年(2011)8月改正
平成24年(2012)6月改正
平成25年(2013)5月改正
平成27年(2015)10月改正
令和元年(2019)10月改正
令和2年(2020)4月改正
令和2年(2020)10月改正
令和3年(2021)4月改正
令和4年(2022)4月改正
令和5年(2023)4月改正

豊 中 市

目次

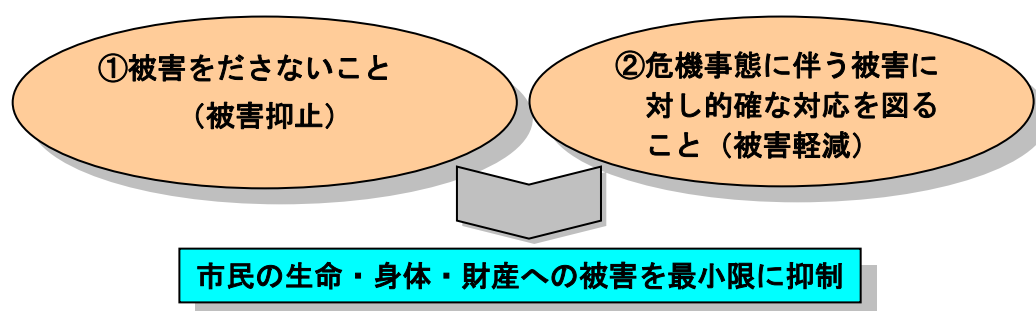
第1章 総則	1
1 目的	
2 基本理念	
3 用語の定義	
4 危機事態の範囲	
5 対応方針の位置付けと他の危機管理に係る計画等との関係	
6 危機管理の原則	
7 市の役割	
8 危機事態の所管部局	
9 危機管理対応マニュアルの作成	
10 市民の役割	
11 事業者の役割	
12 市と市民等の関係	
第2章 危機管理体制の整備	7
1 危機管理体制の基本単位	
2 危機管理責任者の設置	
3 危機管理担当の設置	
4 危機管理対策推進会議の設置	
5 危機事態の対応レベル	
6 危機管理対策本部の設置	
第3章 事前対策	11
1 危機事態の想定等	
2 夜間・休日の緊急連絡体制の整備	
3 訓練・研修の実施	
4 資機材等の確保	
5 関係機関との連携体制の整備	
6 事務事業委託及び指定管理者制度との関係	
7 危機事態が懸念される場合の警戒体制	
第4章 応急対策	14
1 大阪府防災情報システムによる情報管理と共有	
2 情報の収集・伝達等	
3 危機事態時の組織体制	
4 第一報後における各部局及び危機管理課の役割	
5 応急対策の実施	
6 広報活動等	
第5章 事後対策	22
1 応急対策の収束	
2 復旧・復興の推進	
3 法的課題等への対応	
4 被害者等へのフォロー	
5 危機事態対処の評価とマニュアルの見直し	
資料編	24

第1章 総則

1 目的

近年、従来の地震、風水害などによる自然災害のほか、新興感染症、テロ、大規模な事故・事件、武力攻撃事態など、危機事象は多様化・複雑化している。

こうしたなか、危機管理対応方針（以下「対応方針」という。）は、本市及び関係機関等ならびに市民・事業者とが各々の役割について共通の認識をもち、協働して、危機事態の発生を未然に防止するとともに、危機事態時には、迅速かつ的確な対応により市民の生命・身体・財産への被害を最小限に抑制することを目的とする。



2 基本理念

危機事態への迅速かつ的確な対応を図るには、「自らの命は自らが守る『自助』、自分たちのまちは自分たちで守る『共助』、行政による『公助』」の相互連携が不可欠であるという考えのもと、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を果たし、豊中市全体として取り組むことが重要となる。

このため、「公助」の一翼を担う本市は、以下の基本理念により、危機管理を総合的に推進し、安心して安全に暮らせるまちづくりの実現を図る。

- ① 市民の生命・身体・財産を保護することを最優先に行動することを基本とする。
- ② 全庁的な危機管理対応能力の向上を図る。
- ③ 市民・事業者と一体となり危機事態に対応できるよう連携体制を構築する。

3 用語の定義

この対応方針における用語の定義は、以下のとおりとする。

(1) 危機事態

市民（市域に滞在するすべての者）の生命、身体、財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態をいう。

(2) 危機管理

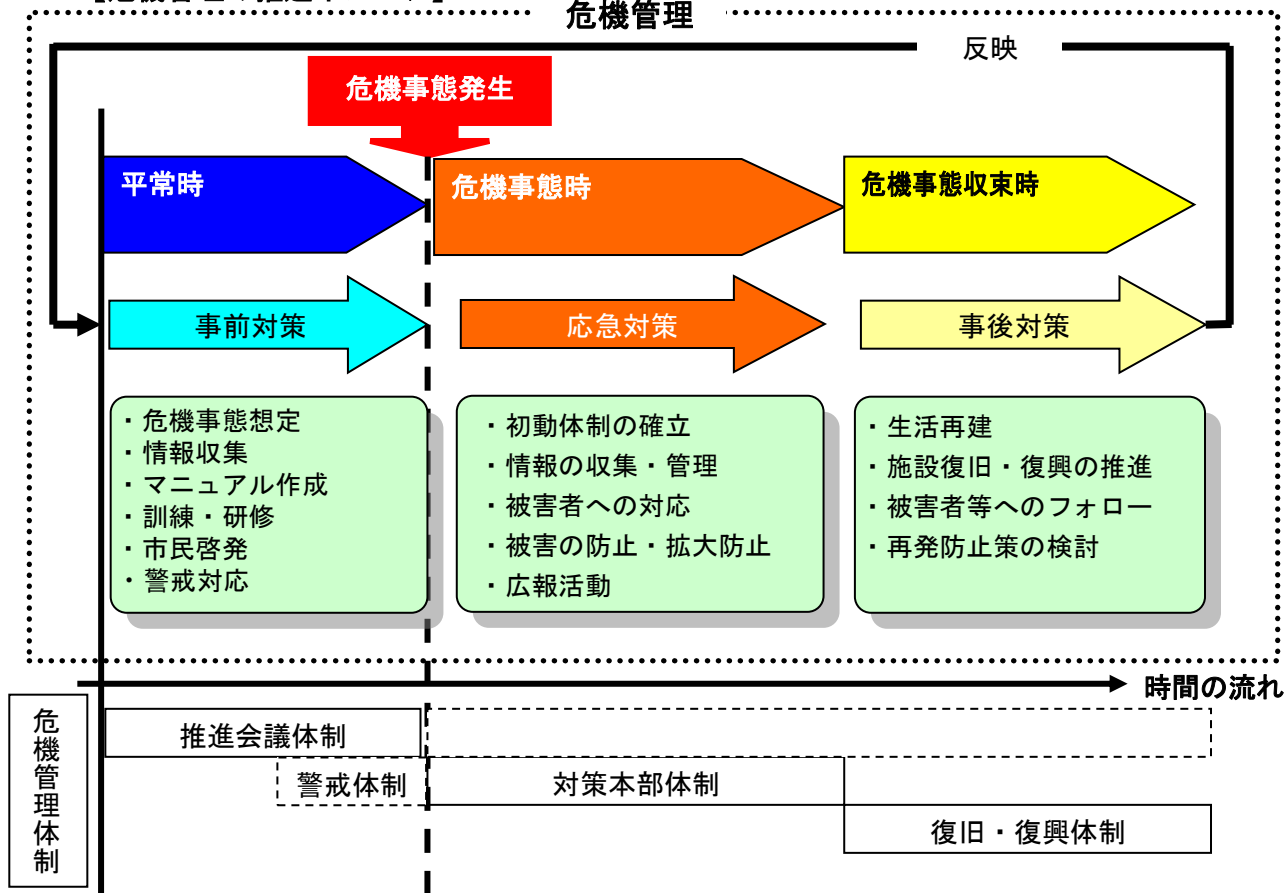
市民の生命・身体・財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の未然防止を図る一連の活動をいう。

具体的には、危機事態に対し、平常時における「事前対策」、危機事態時における「応

急対策」、危機事態収束後における「事後対策」をいう。

- ①「事前対策」…平常時から危機事態を想定し、当該事態の発生防止策及び被害最小化策を検討するとともに、応急対策及び事後対策を実施するための準備を行う。なお、危機事態に至るおそれがある場合に、不測の事態に即応できるよう警戒活動を実施する。
- ②「応急対策」…危機事態時に、迅速に初動体制を確立することにより、当該事態を迅速に收拾し、被害や影響を最小限に抑える。
- ③「事後対策」…危機事態の収束後、復旧、復興策を推進し、市民生活を平常に回復させるとともに、当該事態に対する検証を行い、再発防止策を講じる。

【危機管理の推進イメージ】



4 危機事態の範囲

この対応方針で扱う危機事態の範囲は、以下のとおりとする。

- (1) 災害対策基本法に基づく豊中市地域防災計画で想定する危機事態
 - ① 地震、豪雨、その他の異常な自然現象による災害
 - ② 大規模な火災又は爆発
 - ③ 大規模な事故（列車・航空機等の事故、放射性物質の大量放出など）
- (2) 国民保護法に基づく危機事態
 - ① 外国からの武力攻撃（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態）
 - ② 大規模テロ等（緊急対処事態）

(3) その他の危機事態

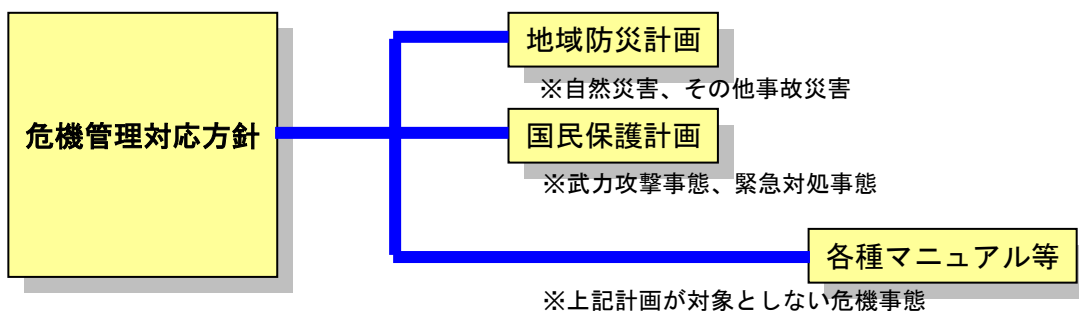
上記(1)及び(2)に定める危機事態以外であって、人的・物的被害を伴い、社会的に著しい影響を与える事件・事故など

例：感染症、食中毒、環境汚染（大気汚染・土壌汚染・水質汚濁等）、市管理施設・行事での重大な事故・事件、生徒・児童等への危害、危険鳥獣・有害昆虫の出現、生活上の危険（通り魔や連続放火、誘拐などの悪質な犯罪）、個人情報漏洩など

5 対応方針の位置付けと他の危機管理に係る計画等との関係

- ① 本対応方針は、危機管理を組織的かつ的確に推進するため、あらゆる危機事態に対して統一的な組織・体制のあり方、全庁的な対応方針の基本ルールなど、市における危機管理の基本的な枠組みを示したものである。
- ② 本対応方針では、各種の危機事態とその所管部局を想定しているが、想定外の危機事態、マニュアル未作成の危機事態ならびに所管部局不明時など危機事態全般に対して共通的に実施すべき基本的な事項を規定している。
- ③ 本対応方針は、危機管理に係る各種の計画を包含する包括的な指針であるとともに、危機管理に係る各種計画等は、本対応方針に基づき、連続性、整合性を確保するものとする。
- ④ 自然災害や大規模な事故災害への具体的な準備及び対応は、豊中市地域防災計画の規定に、武力攻撃事態等及び緊急対処事態への具体的な準備及び対応は、豊中市国民保護計画の規定に従うものとする。
- ⑤ 既存の計画、各種マニュアルについて、法令等により対応基準等が定められている場合は、本対応方針に優先するものとする。

【対応方針と他の計画との関係】



6 危機管理の原則

危機管理については、「未然防止」、「受動的でなく能動的に行動」、「疑わしきときは行動（早期発見、早期対処）」、「最悪の事態を想定して行動」、「透明性の確保（情報公開）」、「資源の一挙大量投入（出し惜しみをしない）」を原則にして諸活動を実施するものとする。

7 市の役割

(1) 各部局の責務

- ① 各部局は、所管の明らかな危機事態において、危機管理対応主体として対応する。対応にあたっては、危機管理課と調整して、常に関係部局との連携を保ちつつ、市として組織的に対応する。所管の明らかな危機事態において、危機管理監の決定に基づき、危機管理対応主体として対応し、又は、必要に応じて他部局への支援その他連携を行う。
- ② 各部局は、危機事態に関する情報の収集に努めるとともに、それぞれ所管する業務に内在する、または関係する危機事態を想定し、適切な対応を図る。

(2) 危機管理監の責務

- ① 危機管理監は、市長の命を受け、危機管理体制の整備、訓練・研修の実施その他危機管理に関する事務を統括するとともに、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、各部局長その他職員を指揮監督する。
- ② 危機事態時には、対応レベルの調整を行うとともに、市行政全体の有する資源を効果的かつ十分に発揮させるための体制を速やかに整え、当該事態の状況に関する情報の確認と共有化を図り、応急措置の実施について関係部局に適宜連絡・指示を行う。また、危機管理監は、必要に応じて市長に意見の具申を行う。
- ③ 所管部局が明確でない危機事態においては、危機管理課に一時的に初期対応を実施させるとともに、迅速に判断して本格対応の所管部局を決定する。

(3) 危機管理課の責務

- ① 平常時にあつては、危機管理監を補佐し、全庁的な視点での危機事態に関する情報の収集や関係機関との連絡調整等を行うとともに、各部局が行う危機管理に対し、支援・協力するなど、全庁的な危機管理体制の充実・強化に努める。
- ② 「所管が不明確な危機事態」又は「所管が明確であっても大規模で社会的影響が大きく全庁的な対応が必要な危機事態」においては、危機管理監の指揮監督のもと、統括チームの中核として、関係部局と連携して対応する。
- ③ 「所管が明確な危機事態」においては、危機管理監の指揮監督のもと、危機管理課は、関係部局に対し、助言、支援を行う。

(4) 職員の責務

職員一人ひとり、全体の奉仕者としての自覚を持ち、自らの職務及び職責等に応じて、常に危機事態を想定し、その対応策を検討・確認するとともに、危機事態時には全職員が一致協力して迅速に対策に係る活動に従事するものとする。

なお、危機事態時において、平常業務に従事する職員も、常に状況の推移を把握し、適切な行動をとることに留意する。

8 危機事態の所管部局

- ① 所管部局が明確な危機事態については、当該所管部局において危機事態に対応する。
- ② 所管部局が明確でない危機事態については、危機管理監が所管部局を決定し、当該所管部局において主体的に対応する。なお、所管部局が決定されるまでは、危機管理課が当面の初期対応を行い、所管部局の決定後、事務を引き継ぐ。
- ③ 所管部局が複数に及ぶ危機事態については、当該主たる所管部局を中心に、危機管

理課及び関係部局が連携・協力して対応する。なお、主たる所管部局が特定し難い場合は、危機管理監が決定する。

- ④ 所管が明確であっても、大規模で社会的影響が大きく全庁的な対応が必要な危機事態については、危機管理課が応急対策を統括し、全庁体制で対応する。

9 危機管理対応マニュアルの作成

各部局は、所管する危機事態に関する事前対策、応急対策及び事後対策を迅速かつ的確に実施するため、本対応方針を踏まえ危機管理対応マニュアル（以下「マニュアル」という。）を作成する。

当該マニュアルの作成にあたっては、必要に応じて、危機管理課及び関係部局等と十分に協議・調整のうえ作成するとともに、新たな知見、社会環境の変化等に応じて絶えず見直しを行い、実情に即したものとする。また、既に作成されているマニュアル等については、今後、対応方針を踏まえ、見直しや修正を図るものとする（上記5の⑤によるものを除く。）。

なお、マニュアルを作成、修正した場合は、危機管理監へ提出するものとする。

10 市民の役割

- ① 市民は、自らの身を守るのは自分自身であることを認識し、平常時から様々な危機事態に備え、地域の危機管理に関する課題に関心をもち、自ら建築物等の安全性の向上、食料等の備蓄等に心がけるとともに、危機管理に係る地域コミュニティによる自発的な活動（訓練や講座）などに積極的に参加するよう努める。
- ② 市民は、地域ぐるみでの様々な取り組みが、安心・安全を守り育てていくことになることを認識し、地域コミュニティの活性化に努める。
- ③ 危機事態時には、自らの安全を確保した上で、近隣住民相互の助け合いや、市との相互協力に努めるものとする。

11 事業者の役割

事業者は、その管理する施設などにおいて危機事態の発生を未然に防止し、従業員や利用者の安全確保を図るとともに、自らも地域社会の一員であることを自覚し、その能力を活用して市や地域の行う危機管理に積極的に協力するよう努めるものとする。

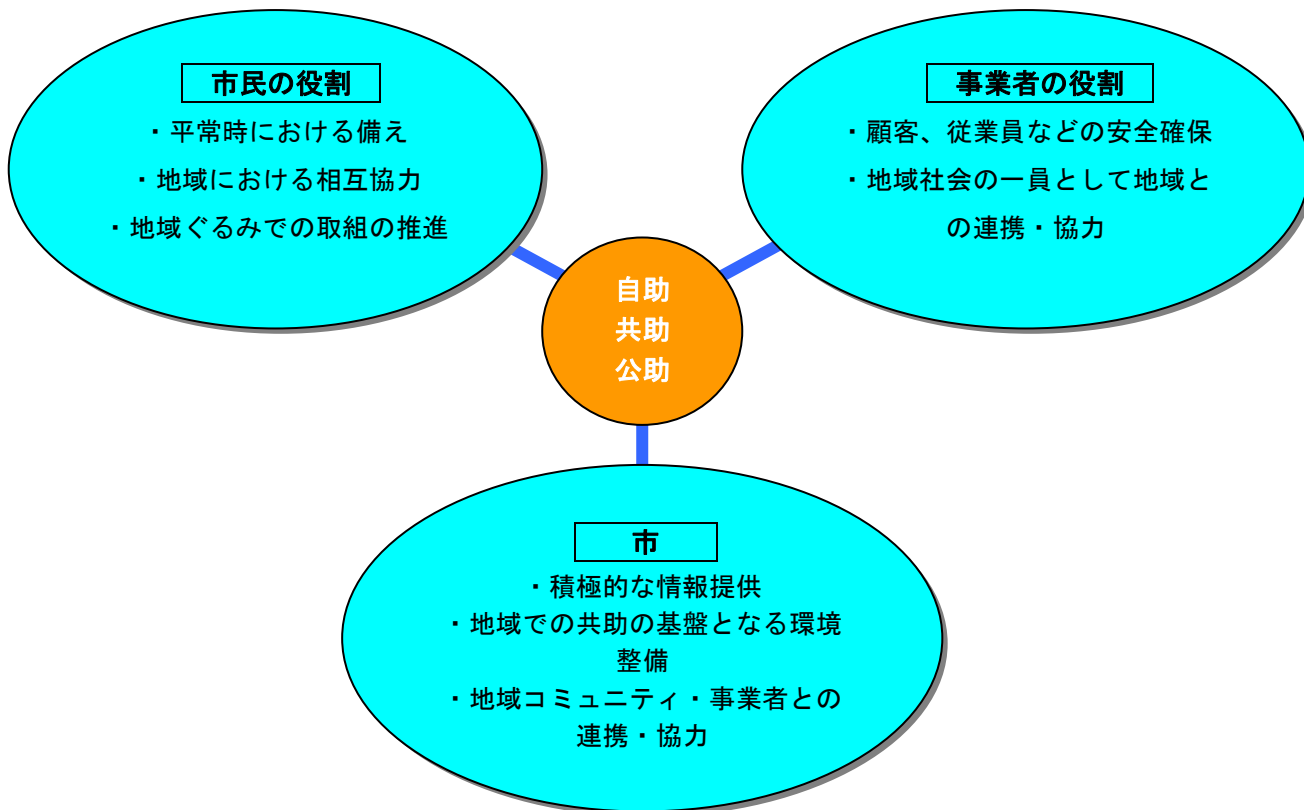
12 市と市民等との関係

市は、危機事態時には、その総力を結集して対応するが、行政だけの対応（公助）には限界があり、市民一人ひとりが日頃から備え、できる限り自ら危険を回避し対応すること（自助）、相互に助け合い、支え合うこと（共助）との相互連携が必要不可欠となる。このため、下記のとおり取り組みを進める。

- ① 市は、平常時において出前講座などを通じて危機管理に関する知識・技術などの情報を提供し、危機事態に対する意識の啓発を図るものとする。
- ② 市民や事業者による危機管理に係る自発的な取り組みに対する多面的な支援や広

範な人的・物的ネットワークを有する事業者との協定締結などにより、地域での「共助」の基盤となる環境整備及び地域コミュニティや事業者との連携・協力の体制づくりを推進する。

- ③ 危機事態時には、当該事態に関する情報や被害情報などの市民が必要とする情報について、あらゆる手段を活用し、迅速かつ的確に提供し、市民及び事業者の協力を得て避難や救援などの対応を行う。



第2章 危機管理体制の整備

危機事態に対し迅速かつ的確に対処するには、あらかじめ危機事態を予測し、当該危機事態に対応できる体制を確立しておくことが重要となる。

1 危機管理体制の基本単位

市における危機管理体制は、条例上の部局を基本単位とする。

2 危機管理責任者の設置

各部局における危機管理の総括を行うため、部局に危機管理責任者を置き、各部局長の職にある者をもって充てる。

3 危機管理担当の設置

平常時において訓練の実施やマニュアルの作成等の部局内における危機管理を推進するとともに、危機事態時には関係部局及び関係機関と連携をとりながら、迅速かつ的確に対処を行うため、部局に危機管理担当を置く。危機管理担当は、原則として部局の総務担当課長の職にある者を充てる。

4 危機管理対策推進会議の設置

危機事態に備え、全庁的に危機管理対策の総合的な推進を図るため、常設の連絡調整組織として危機管理課担当の副市長をトップとする豊中市危機管理対策推進会議（以下、「推進会議」という。）を設置する。また、推進会議の所掌事務を円滑に処理するため、各部局危機管理担当で構成する幹事会を設置する。

推進会議の組織等については、「豊中市危機管理対策推進会議設置要綱」に定めるとおりとする。

5 危機事態の対応レベル

(1) レベルの設定

危機事態時には、迅速に対応して危機事態を収束させ、原状への復旧にあたらなければならない。しかし、同時に可能な限り通常業務を停止させることなく市政を円滑に行う必要があり、危機事態の規模等に応じた対応と通常業務とのバランスをとることが重要となる。

そのため、危機事態による市民生活への影響度や社会的影響度の大きさや範囲の広さ、対応能力などにより、次の3段階に分け、危機対応の体制を整えることとする。

なお、危機事態の推移及び対策の状況に応じて、他のレベルの体制に移行するものとする。

① レベル1

被害の及ぶ範囲が限定的で、市民への影響度や社会的影響度が小さく、所管部局ま

たは所管部局及び関連部局により対応可能なレベルとする。

② レベル2

被害の及ぶ範囲が相当規模で、市民生活への影響度や社会的影響度が大きく、所管部局等では対応ができないレベル、又は所管する部局が複数にまたがり、合同で対応する必要があるレベルとする。

③ レベル3

被害の及ぶ範囲・程度が全市域にわたり、市民生活への影響度や社会的影響度が非常に大きく、全庁を挙げて対応する必要があるレベルとする。

(注)

- ・ 所管部局 危機事態の発生要因または危機事態に伴い生じる被害等の現象に係る事務を所管する部局
- ・ 関連部局 危機事態の要因または危機事態に伴い生じる被害等の現象に係る事務を直接的には所管していないが、所管部局が対策を講じる中で関連してくる部局
- ・ 所管が複数の部局にまたがる事案の例
 大気汚染に伴う健康被害…大気汚染所管部局と健康被害所管部局

(2) レベルの設定・変更

レベルの設定およびその変更は、レベル1については、所管部局の長が危機管理監と協議のうえ決定し、レベル2、レベル3については、危機管理監が副市長、市長へ具申し決定する。なお、レベル1の体制をとる場合、所管部局の長及び危機管理監は、速やかに市長等へ報告する。

この場合において、時間的余裕がある場合にあつては、緊急部長会議を開催して決定する。

6 危機管理対策本部の設置

(1) 危機管理対策本部

危機事態のレベルに応じて、以下のとおりレベル1からレベル3までの危機管理対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

【各レベルにおける組織の構成等】

	組織	構成	設置基準等
レベル1	部局危機管理対策本部	本部長 所管部局の長 副部長 所管部局の長の指名する職員 本部長 所管部局内の課長、その他本部長の指名する職員 事務局 所管部局内の所管課	(設置基準) ・ 被害の及ぶ範囲が限定的で、市民への影響度や社会的影響度が小さい危機事態に対応する必要があるとき ・ 所管部局の長が危機管理監と協議し、必要と認めたとき (設置者及び設置場所) ・ 所管部局の長が、危機事態の状況等を踏まえ決定する

レベル2	合同危機管理対策本部	<p>本部長 所管部局を担当する副市長</p> <p>副本部長 主たる所管部局の長、危機管理監</p> <p>本部員 関係する部局の長、その他本部長の指名する職員</p> <p>事務局 主たる所管部局内の所管課及び危機管理課</p>	<p>(設置基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主管部局では対応ができない、又は関係する部局が複数にまたがるため、全庁的な対応にはいたらないが、複数部局が合同で対応する必要があるとみとめられるとき <p>(設置者及び設置場所)</p> <p>危機事態を所管する又は主に所管する部局を担当する副市長が危機事態の状況等を踏まえ決定する。</p>	
レベル3	市危機管理対策本部	<p>本部長 市長</p> <p>副本部長</p> <p>① 副市長 (危機管理課所管)</p> <p>② 副市長</p> <p>③ 危機管理監</p> <p>④ 教育長</p> <p>⑤ 上下水道事業管理者</p> <p>⑥ 病院事業管理者</p> <p>本部員 全部局長</p> <p>事務局 統括チーム</p>	<p>市本部の事務を総括し、市本部の職員を指揮監督する。</p> <p>市本部長を補佐し、市本部長に事故あるときは、左記①～⑥の記載順に職務を代理する</p>	<p>(設置基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模で社会的影響が大きい危機事態が発生し、全庁的にその対策を要すると認められるとき。 ・ その他市長が必要と認めたとき。 <p>(設置者及び設置場所)</p> <p>市長は、豊中市危機管理対策本部(以下「市本部」という。)を市役所第2庁舎3階会議室に設置する。</p>

【各レベルにおける危機管理監等の役割】

対応レベル	体制	組織	危機管理監	危機管理課
レベル1	所管部局等による対応	部局危機管理対策本部	<p>所管部局等との情報共有</p> <p>所管部局等への助言、指示</p> <p>事態拡大への備え</p>	<p>情報連絡体制</p> <p>危機管理監のスタッフ機能</p>
レベル2	複数所管部局による体制	合同危機管理対策本部	<p>所管部局と連携し対応</p> <p>事態拡大への備え</p>	<p>所管部局との共同事務局体制</p> <p>危機管理監のスタッフ機能</p>
レベル3	全庁的な体制	市危機管理対策本部	<p>本部長を補佐し、全庁的な応急対策を指揮</p>	<p>統括チーム体制</p>

(2) 現地対策本部の設置

被災現地における対策が必要であると認めるときは、対策本部の事務の一部を行うた

め、現地における安全性を確認した上で、現地周辺の適切な場所に、現地対策本部を設置する。

(3) 統括チームの設置

全庁的な体制をとる場合、市長の意思決定を補佐するとともに、対策本部の事務を処理するため、危機管理監を責任者とする統括チームを置く。

統括チームの構成、主な所掌事務は以下のとおりとし、危機管理監が危機事態の規模などを勘案して、必要なグループ、人員を招集するとともに、事案の状況に応じて、各グループの所掌事務に関係なく必要業務に人員を充てるものとする。なお、統括チームの構成は、危機事態の要因等にもっとも関連のある部局の総務担当課長及びその指名する職員を対策グループとして加える。

【統括チームの構成等】

班名	担当課	主な所掌事務
統括グループ	危機管理課	①対策本部の運営に関すること ②応急対策の検討及び指示に関すること
渉外グループ	法務・コンプライアンス課 行政総務課	①関係機関との連絡調整に関すること ②関係機関からの情報収集、整理、記録に関すること
調整グループ	経営戦略課	①各部局の実施する応急対策の調整に関すること ②対策本部会議の資料作成に関すること
情報・システムグループ	デジタル戦略課	①業務システム・庁内情報システムの安定稼動及び復旧に関すること ②対策本部の情報端末の稼動確保及び運用に関すること ③庁内LANによる全庁的な情報共有化に関すること ④危機事態に係る情報全般の収集、整理及び記録に関すること
広報グループ	広報戦略課	①市民への広報に関すること ②報道機関との連絡調整に関すること ③報道提供資料の収集及び作成に関すること
庶務グループ	秘書課	①本部長及び副本部長（副市長）の秘書に関すること ②視察及び見舞者の接遇に関すること
職員動員グループ	人事課 職員課（職員厚生会）	①職員の動員配備の総合調整及び参集状況の取りまとめに関すること ②職員の公務災害補償に関すること ③職員の仮眠場所の確保及び給食に関すること
物資等調達グループ	契約検査課	①応急対策に係る物品、資機材等の調達及び工事等の契約に関すること ②食糧、生活必需品等の救援物資の調達に関すること ③建設業者及び機械等の動員に関すること

第3章 事前対策

平常時から起こりうる危機事態を想定し、その予防に最善を尽くすとともに、万が一危機事態に至ったときには、迅速に対応できるよう、対応する体制や手順などを確立しておくなど、事前の準備を行う。

1 危機事態の想定等

各部局は、平常時から他自治体での事例など予測される危機事態に関する情報の収集に努めるとともに、既存業務内容の点検、業務実施体制の点検を行い、危機事態の想定を行う。この際、常に最悪の事態を想定しておかなければならない。

また、各部局は当該想定に基づき、その未然防止、回避等の予防活動を実施するとともに、緊急対策及び事後対策を実施するためにマニュアルの作成など、必要な措置を講ずるものとする。

なお、収集した危機事態に係る情報については、必要に応じて危機管理監へ提供するものとする。

2 夜間・休日の緊急連絡体制の整備

各部局は、勤務時間外における危機事態に備えて、対応レベルに応じた職員の召集及び参集体制を定めた「動員計画」、連絡方法及び連絡系統を定めた「緊急連絡網」を作成し、所属職員に周知するとともに、危機管理監へ報告するものとする。

「動員計画」及び「緊急連絡網」は、職員の異動等に対応して毎年1回以上の見直しを行う。

3 訓練・研修の実施

市は、危機事態時に迅速・的確に対応するために、危機管理に関する知識・技術を習得しておくことが必要であるため、下記のとおり訓練・研修を実施し、危機管理能力の向上を図る。なお、訓練終了後にはその内容を検証し、各種計画やマニュアル等に反映するものとする。

(1) 全庁

危機管理課は、人事課と連携して全庁的な危機管理に係る研修及び対策本部運営訓練等を実施するとともに、関係機関等と連携し、図上形式、実動形式など訓練形態を適切に選択しながら実践的な訓練を行う。

(2) 各部局

各部局の長は、危機管理課及び関係部局等と連携しながら、危機事態の事例検討、作成したマニュアルの内容確認・周知など、所管する危機事態を対象とした研修及び大阪府防災情報システムを活用した訓練等を実施するとともに、マニュアル等に基づき、実践的な訓練を行う。

4 資機材等の確保

市は、危機管理に必要な資機材等の備蓄に努め、定期的な点検を行うとともに、備蓄に適さない資機材等については、事前に関係機関や専門業者等と協定を締結するなど、速やかに物資等を調達できる体制を構築しておく。

また、各部局の長は、避難施設や設備、資機材などの管理を適切に行い、緊急時に有効に活用できるようにする。

5 関係機関との連携体制の整備

市は、危機事態時に迅速かつ確かな応急対策を実施できるよう、平素から、豊能3市2町等での広域的な相互応援体制の整備をはじめ、国、府、警察、自衛隊、医療機関、ライフライン事業者、交通事業者等の関係機関と連携を密にし、協力体制の強化を図るものとする。

6 事務事業委託及び指定管理者制度との関係

市の事務事業を民間事業者等に委託している場合、又は「公の施設」について指定管理者制度を導入している場合は、当該事務事業又は施設における危機事態への対応は、当該事務事業又は施設の所管部局が各事業者と連携して主体的に対応する。

このため、危機事態時の対応など危機管理に関して当該事業者または指定管理者と平常時から協議を行っておくものとする。

7 危機事態が懸念される場合の警戒体制

他市町村において危機事態が発生し、本市においても危機事態に至ることが懸念される時は、万が一市域において不測の事態が発生した場合にも即応できるよう警戒体制をとる。

(1) 情報連絡体制の確立

危機管理監は、情報の収集、市長等への報告、関係部局との連絡調整を集中的に行う必要があると判断される場合は、危機管理課において情報連絡体制を確立する。

(2) 推進会議幹事会の開催

危機管理監は、不測の事態に備え、迅速な初動対応を行えるよう、推進会議幹事会を開催するなどして、全庁的な情報の共有、職員の参集・配備体制の確認、情報連絡体制の確認など警戒を行う。

(3) 所管部局における情報収集体制の強化

所管部局は、情報収集体制を強化し、府や関係機関等と密接な連携を図り情報収集を行うとともに、収集された情報については、危機管理課及び関係部局等と積極的に共有を図る。また、不測の事態が発生した場合に即応できるよう、所属職員に対し、役割分担等の確認などを徹底する。

チェックリスト

- 緊急連絡網はメンテナンスされているか、また、職員は連絡網を携帯しているか。
- 責任者等が不在時における代理者は決められているか。
- 代理者への権限委譲のルールは明確になっているか。
- 対応行動を記録する仕組みはあるか。（事後対策を講じる基礎資料となる）
- 誰がどの時点で、どこから情報を入手し、誰が取りまとめるかなど、情報連絡ルートが明確になっているか。
- 危機管理に係る定期的なチェックのための仕組みはあるか。
- 夜間・休日における参集のルールは明確になっているか。（参集できない場合の確認方法も含む。）
- 他部局、他の自治体、企業等で発生した不祥事や事故と同様の事象が発生するおそれはないか。
- 危機事態が発生した場合に、まず何をなすべきかを知っているか。
- 業務委託先の事業者が、契約等で定められた事項について確実に実施していることを確認しているか。
- 業務上必要な情報は、職場内で共有されているか。

第4章 応急対策

危機事態時には、当該事態の原因の如何を問わず、直ちに情報の収集、整理及び分析を行うとともに、当該事態の推移を予測して、市民の生命・身体の安全を最優先として被害や影響を最小限に抑えることに重点を置いて対策を講じる。

危機事態時の留意事項

1. 人命の安全確保を最優先にした対応をとる。
2. 市民、議会、関係機関等への迅速な情報提供を行う。
3. 対策本部からの指示は、平常時における所掌事務より優先される。
4. 優先順位が高い危機事態対応業務に組織を越えて職員を動員する。
5. 緊急性の高い事案については、現場にいる役職の高い職員が柔軟に対応する。
6. 危機事態に係る情報は、正確性より迅速性を優先し、断片的情報であっても第一報を入れる。
7. 初動対応は、時機を逸すると被害の拡大や二次的被害を生じるおそれがあるため、時間を要する完璧な対応よりも拙速であっても迅速に対応する。

1 大阪府防災情報システムによる情報管理と共有

危機事態発生時において、事態の規模、被害状況などに関する迅速で正確な情報を管理し共有することは、事態収拾のための応急対策の必須条件であり、全庁的に迅速的確な情報管理と共有を行うことが事態対応の成否を左右する。

本対応方針では、このことを踏まえ、危機事態発生時に速やかに大阪府防災情報システムを稼働・運用することにより全庁的な情報管理と共有を行うこととする。

(1) 大阪府防災情報システムの稼働と運用

- ① 危機事態が発生した場合、危機管理課は、直ちにシステムの運用について全部局へ連絡する。
- ② 連絡を受けた各部局は、速やかに運用体制を整える。

(2) 大阪府防災情報システムを全庁運用する危機事態

- ① 災害対策基本法に基づく豊中市地域防災計画で想定する災害で、対策本部が設置された場合

- ・風水害対策本部
- ・災害対策本部
- ・航空機災害対策本部
- ・鉄道事故災害対策本部
- ・危険物等災害対策本部 など

② 国民保護法に基づく危機事態で対策本部が設置された場合

- ・武力攻撃事態（着上陸侵攻、ゲリラや特殊部隊による攻撃、弾道ミサイル攻撃、航空攻撃など）
- ・緊急処理事態（ターミナル駅や列車の爆破、炭疽菌やサリンの大量散布等、航空機による自爆テロなど）

③ その他の危機事態で対策本部が設置され、本部長が必要と認めた場合

④ 対策本部の設置に至らない災害等で、危機管理監が必要と認めた場合

2 情報の収集・伝達等

(1) 情報の収集

危機事態時には、各部局は、情報収集体制を強化し、関係機関（大阪府、警察、医療機関等）と密接な連携を図りながら、インターネットやマスコミ報道などのあらゆる手段により情報収集を行う。

(2) 情報の伝達

危機事態に係る情報の第一報は、その後の展開を左右する最も重要なものであるため、判断よりも伝達を優先することとし、断片的な情報であっても速やかに報告し、詳細は追加情報として続報で報告する。

(3) 情報の伝達ルート

① 市民等からの直接の通報は、必ずしも所管部局に対してなされるとは限らない。通報を受けた部局は、責任をもって危機事態に係る情報を速やかに所管部局及び危機管理監（危機管理課）へ伝達しなければならない。

連絡手段は、電話または口頭等で情報連絡をした上、原則として資料編に掲載する「危機事態情報報告書」※を使用して文書報告をする。なお、ファクシミリまたは電子メールによって情報連絡を行った場合は、送信後に直ちに電話により送信した旨を伝え、第一報に伝達漏れがないようにする。

※「危機事態情報報告書」は、庁内情報共有システムの、様式集＞危機管理課＞に格納してある。

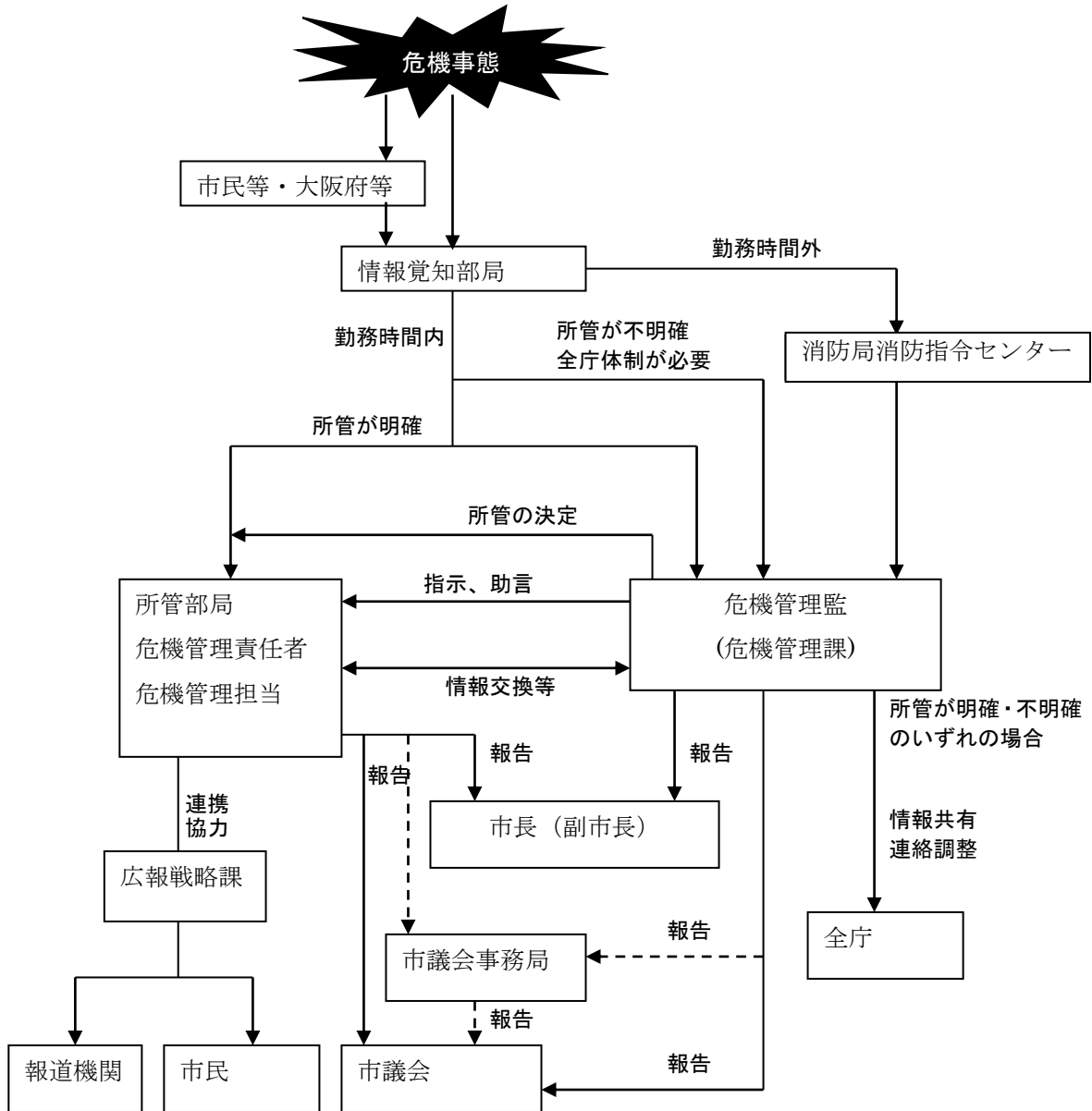
② 所管部局の長は、危機管理監と連携して、市長、副市長に報告する。

③ 所管部局の長は、広報戦略課と連携して、市民への情報提供を行う。

④ 所管部局の長は、市議会へ必要な報告を行う。なお、報告は、より迅速に行うため、内容に応じて市議会事務局を通じて行う。（レベル1、2）

⑤ 所管が不明確な場合は、②、③、④については危機管理課が、レベル3の全庁体制の場合については統括チームが行う。

【情報伝達ルート】



(4) 情報の整理

次々にもたらされる危機事態情報（被害状況、その時点までの応急対策や人的物的配置）については、全体状況を掌握し、その後の事態の進展を予測したうえで、人的・物的資源の最適な配置のために、客観的な事実のみを箇条書きで時系列に整理する。

(5) 収集等する情報

危機事態に係る情報は、次の事項を中心に収集・整理・報告する。

- ① 何が起こったか？⇒事態の概要
- ② いつ、どこで起こったか？⇒発生日時と場所
- ③ どうなったか？⇒被害状況（人的・物的被害）
- ④ これまで、どう対応したか？⇒（避難、応急対応の状況）
- ⑤ 今後、どうなりそうか？⇒（事態の進展、被害の拡大予測）

(6) 情報の管理

危機事態時には、特に情報が錯綜し、混乱するおそれがあるので、危機事態の進行状況、応急対策の実施状況についての情報など、対策本部の事務局が一元的に管理する。

(7) 庁内での情報共有

危機管理課（レベル2における事務局又は統括チーム）は、緊急時の対応に関連する職員が情報共有できるように、庁内LANや緊急の推進会議幹事会の開催等により、対策の実施状況に係る情報等を全部局に対して逐次提供する。

3 危機事態時の組織体制

(1) 対策本部の設置

- ① 所管部局の長は、危機管理監と協議し、レベル1の対策本部の設置を決定するとともに、市長等に報告し、指示を仰ぐものとする。
- ② 所管部局の長は、被害の拡大などにより所管部局等だけでの対応が困難であると認めるときは、直ちに危機管理監に対し、レベル2又はレベル3の対策本部の設置要請を行う。
- ③ 所管部局の長からレベル2又はレベル3の対策本部の設置要請を受けた危機管理監は、当該本部を設置する必要があると認められる場合に、副市長（レベル2）又は市長（レベル3）に設置の進言をし、市長等がその可否を決定する。
- ④ 被害や社会的影響が大きく全庁的な対応が必要と判断される場合などにおいては、主管部局の要請前に、市長または副市長がレベル2もしくはレベル3の対策本部の設置決定を行う場合もある。
- ⑤ レベル3の対策本部の設置決定がされた場合、危機管理監は、対策本部員および統括チームに招集を通知する。通知を受けた者は速やかに危機管理監のもとへ参集する。
- ⑥ 市長または副市長が不在等により設置の裁断が得られない場合は、危機管理監が設置の可否を決定する。その場合、危機管理監は対策本部の設置について、事後に市長等の承認を得るものとする。

(2) 対策本部の所掌事務

対策本部の所掌事務は下記のとおりとする。

- ① 危機事態に対する対応方針に関すること
- ② 危機事態に係る情報の収集、伝達に関すること
- ③ 広報、報道に関すること
- ④ 職員の配備に関すること
- ⑤ 関係機関との連携に関すること
- ⑥ 各部局が実施する対策の調整に関すること（レベル1除く。）
- ⑦ その他応急対策に関する重要な事項の決定に関すること

(3) 対策本部（レベル3）における各部局の役割

- ① 各部局は、市対策本部の決定内容等を踏まえ、応急対策を実施する。
- ② 各部局の長は、市対策本部との円滑な連絡調整を図るため、市対策本部に支援要員として部付職員を派遣する。

③ 各部局の主な役割（所管部局としての業務は除く。）は、資料編のとおりとする。

(4) 意思決定

対策本部を設置した場合は、速やかに必要な情報を収集・分析し、また、必要に応じて本部会議を召集して対策等を検討し、本部長が方針を決定する。ただし、危機事態の状況に応じて対策本部において対策を検討する暇のない場合は、本部長が対策等を決定する。

なお、本部会議は、全ての部員が揃わない場合でも、本部長の決定により開催することができる。

(5) 職員の動員・配備

危機事態対応レベルに応じて、各部局の長は、あらかじめ作成した動員計画に基づいて所定の職員を動員し配備する。

各部局の長は、危機事態の規模及び態様等によって、動員計画にかかわらず職員数を増強又は縮小して動員・配備するものとする。

(6) 職員動員・配備に当たっての留意点

勤務時間外において、全庁対応を行う場合は、課長級以上の職員は非常参集することを原則とする。

本部長（レベル1除く。）は、危機事態時の各部局の勤務実態に応じて、他部局に応援配備するよう各部局長に指示する。この場合、他部局に配備された応援職員は、配置先の部局の長の指示に従うこととする。

各部局の長は、危機事態への対応が長期化するおそれがある場合には、可能な限り早期に職員のローテーション体制へ移行するよう配慮する。

(7) 勤務時間外の参集場所

危機事態が勤務時間外に発生した場合、職員は、原則として勤務場所に参集する。

4 第一報後における各部局及び危機管理課の役割

(1) 部局

- ① 所管部局は、対策本部の設置、関係職員の動員など必要な体制をとり、応急対策を実施する。
- ② 所管部局は、第一報以降、関連情報の収集・整理・一元管理を行う。（レベル1、2）
- ③ 所管部局は、第一報後、危機事態が収束するまでの間、危機事態への対処等について、市長、副市長、危機管理監への報告を随時行う。（レベル1）
- ④ 所管部局は、危機管理課と連携を図りながら庁内関連部署と連絡・調整を行う。（レベル1、2）
- ⑤ 所管部局は、危機管理課と当該危機事態に関する関連情報交換、対応策の協議などを行う。（レベル1、2）
- ⑥ 所管部局の長は、必要に応じて危機管理監に対し、レベル2、レベル3の危機管理対策本部の設置要請を行う。（レベル1）
- ⑦ 所管部局は、「危機事態情報報告書」により危機管理課（対策本部統括チーム）を通じて危機管理監へ報告する。

(2) 危機管理課

- ① 危機管理監の指示により、情報連絡体制（レベル1）、共同事務局体制（レベル2）、統括チーム体制（レベル3）に移行する。
- ② 所管部局等と情報交換を図り、最新状況を把握する。（レベル1，2，3）
- ③ 当該危機事態の関連情報等の提供、対応策の協議など、所管部局に対して必要な支援を行う。（レベル1）
- ④ 危機管理監の指示のもと、共同事務局として対策本部の運営など応急対策の実施を担う。（レベル2）
- ⑤ 所管部局が不明の場合、当面の初期対応を行う。（レベル1，2）

5 応急対策の実施

(1) 被害者への対応

危機事態発生直後において、警察及び自衛隊等の関係機関や自主防災組織等の協力を得て、市民の生命、身体を守ることを最優先に諸活動を実施する。

その際、二次災害の発生に留意し、安全を確保した上で、迅速、確実に被害者の救出・救助活動を実施するとともに、負傷者等に対して必要な措置を行う。

(2) 被害の拡大防止

対策本部は、被害の拡大防止のため、事故等の発生場所周辺の安全を確保する必要がある場合、速やかな立入制限、進入禁止、周辺住民の避難誘導など必要な措置を実施するとともに、関係機関等に対しても必要な措置を要請する。また、拡大防止措置が明確な場合は、周辺住民や関係機関等に速やかにその対処方法等を周知する。

(3) 避難所の開設・運営

危機事態により現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者で、避難を要する者を一時的に収容し、保護するため、避難所を開設する。

避難所の運営は、初期段階では避難所を所管する部局の所属職員が中心となっていくが、できるだけ早期に避難者による自主的な運営を行うことを基本とする。

(4) 緊急支援物資の供給

危機事態により水、食糧、生活必需品等の確保が困難な市民に対しては、市民や事業者等の協力を得て、速やかに必要な備蓄物資の提供等、必要な措置を講じるものとする。

(5) 医療救護、保健衛生

危機事態により負傷、又は疾病にかかった市民に対しては、市立豊中病院をはじめ、病院及び豊中市医師会等の協力を得て、適切な医療救護活動を行うものとする。

また、食中毒又は感染症による危機事態時には、患者の医療、消毒、二次感染予防措置、医薬品等の確保その他必要な保健衛生活動を実施するものとする。

(6) 要配慮者への支援

危機事態時に支援が必要な高齢者・障害者・子どもなど（以下、「要配慮者」という。）に対しては、地域住民や関係機関等と連携・協力し、優先的かつ積極的な支援を行う。

(7) 関係機関等との連携

危機事態による被害が広範囲にわたり、市による対応では困難な場合は、あらかじめ

応援・協力に関する協定を締結している他市町村、大阪府、自衛隊、緊急消防援助隊等に応援の要請を行う。

また、避難・救助などの対応策を具体的に実施する場合は、市が有する人的・物的資源を最大限に活用する。また、市が有しない資源（大量輸送手段・医療設備など）の運用については公共機関や民間事業者へ協力を求める。

なお、応援要請先の関係機関が速やかに応援に駆けつけることができるよう、早期の段階から当該関係機関と事前に情報の共有化を図っておく。

(8) 現地連絡所の設置

対策本部は、被災状況や現地で活動する府警察、医療機関、自衛隊等の関係機関の活動状況を把握し、応急対策を円滑に実施するため、必要に応じて、職員を派遣し、関係機関と連携して現地連絡所を設置する。

(9) 地元団体等との調整

所管部局は、危機事態時において、地元団体等との調整を行い被害者の保護や関係機関が円滑に活動できるよう調整する。

(10) ボランティアの受け入れ

対策本部は、市社会福祉協議会等と連携して、ボランティアが効果的に支援活動を展開できるよう受入体制を確立するとともに情報提供等の活動を行う。

(11) 通常業務の再開

危機事態時には、通常業務より応急対策業務が優先されるものであるが、万が一、危機事態により通常業務を停止した場合は、応急対策とのバランス、住民生活への影響を踏まえ、優先度の高い通常業務から再開に向けた体制を順次確保していく。

(12) 市民等の対応

市民は、危機事態時には、まず自らの安全を確保したうえで、地域において互いに助け合い、支え合う行動をとるとともに、自発的な意思により市の行う応急対応に協力するよう努める。また、事業者は、従業員や管理施設の利用者の安全確保を図るとともに、地域住民や市と相互に協力し被害者の救助活動等を行うよう努める。

6 広報活動等

(1) 市民等への情報提供

対策本部は、市民生活の混乱を防止し、市民の安全・安心を確保するため、次の事項を中心に、ホームページや広報誌など多様な手段により情報提供する。

- ① 危機事態の状況、原因の特定
- ② 二次災害の危険性
- ③ 住民がとるべき対応
- ④ 応急対策の実施状況及び窓口
- ⑤ 災害時要配慮者への支援の呼びかけ
- ⑥ 生活関連情報
- ⑦ その他市民に必要な情報等

(2) 報道機関への情報提供

報道機関へ提供する情報は、対策本部において、その内容、発表時期及び方法等について、広報戦略課と調整し、記者会見、資料提供などにより行うものとする。なお、報道機関との対応を行う場所は、対策本部を設置する場所に応じて確保するとともに、報道提供した内容は、同時に市ホームページで公開する。

【各レベルにおける基本的な報道対応】

	情報提供	簡易な対応	重要な対応
レベル1	本部事務局	所管部局の所管課長	所管部局の長
レベル2	本部事務局	所管部局の長、危機管理監	副市長
レベル3	本部事務局	危機管理監、都市経営部長、 所管部局の長	市長

(3) 市民等からの相談への対応

対策本部は、必要に応じ、市民等からの相談に対応するため、関係部局から職員を派遣し、相談窓口を設置する。

第5章 事後対策(危機事態収束後の対応)

危機事態の収束後には、市民生活の回復を図るため、支援などを実施する。さらに、危機事態の再発防止、被害の軽減、緊急対策の改善を目的として総合的な検証を行い、危機管理全体の向上に努める。

1 応急対策の収束

(1) 安全性の確認

各部局は、危機事態に係る応急対策が概ね完了したとき、関係部局及び関係機関と協力して、早急に安全性の確認を行う。

安全性の確認がなされた場合は、報道機関へ情報提供を行うとともに、広報紙やインターネットなど多様な方法を活用して市民に周知する。

(2) 対策本部の廃止

対策本部長は、安全の確認を行い、危機事態による被害が発生するおそれが解消したと認めるときは、対策本部を廃止し、復旧・復興を推進するための必要な体制に移行する。

2 復旧・復興の推進

(1) 施設復旧

各部局は、所管する施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、市民生活に大きな支障を生ずると考えられる施設等から優先して、再度の被害の防止に配慮した施設復旧を図る。

(2) 市民生活の安定

危機事態により、情報、交通、物流、金融、健康、教育その他の社会環境に重大な停滞・機能停止を来たした場合は、関係機関の協力を得て、速やかな機能回復を図り、市民生活の安定を図るものとする。

3 法的課題等への対応

所管部局は、危機事態に対する法的課題の洗い出しを行い、必要に応じて、法務・コンプライアンス課と連携して対応する。また、保険適用の有無について確認する。

4 被害者等へのフォロー

(1) 生活相談

危機事態により被害を受けた市民からの相談に対応するため、必要な窓口を開設するものとする。

(2) 生活再建支援

危機事態により住居を失うなど、生活の再建が困難と認められる被害者に対し、関係機関と連携して、速やかな生活再建支援のための方策を講じる。

(3) 健康相談の実施

危機事態により、市民が大きな被害を受けた場合は、生活環境の変化等から生じる市民の健康不安又は体調の変化を早期発見するために、関係機関等と連携して、必要に応じて、医師、保健師等による巡回健康相談を実施する。

(4) 心の健康相談の実施

危機事態の被害による心的外傷後ストレス障害（PTSD）、生活の激変による依存症等に対応するため、関係機関等と連携して、心の健康相談を実施する。

(5) 福祉サービスの提供

被害を受けた高齢者、障害者等に対して、その被害状況や福祉ニーズの把握に努め、関係機関等と連携して、必要な福祉サービスの組織的、継続的な提供に努める。

5 危機事態対処の評価とマニュアルの見直し

(1) 対応の評価及び再発防止策等の検討・実施

① 事前対策、応急対策、事後対策などにおける危機事態への対応について評価し、反省点や課題を整理し、その結果に基づき再発防止策・改善策を検討・実施する。

なお、再発防止策や改善策に係る取組みを実施するにあたっては、必要に応じて、国、府等に支援要請、要望等を行う。

② 対応の評価及び再発防止策等を含めた危機事態への一連の対応に関する報告書を作成し、市長等へ報告するものとする。

③ 関係部課や関係機関等に対して、事後評価の情報提供・共有化を行い、今後の危機管理のあり方について改善を進める。

(2) 対応マニュアルの見直し等

各部局は、危機事態への対処の評価を踏まえ、必要に応じ、対応マニュアルの見直しを行い、速やかに危機管理監（危機管理課）に提出するとともに関係部局等に周知する。

また、本対応方針の見直しが必要と判断した場合は、その内容について危機管理監と協議する。

資料編

【想定危機事態及び当該事態の所管部局】

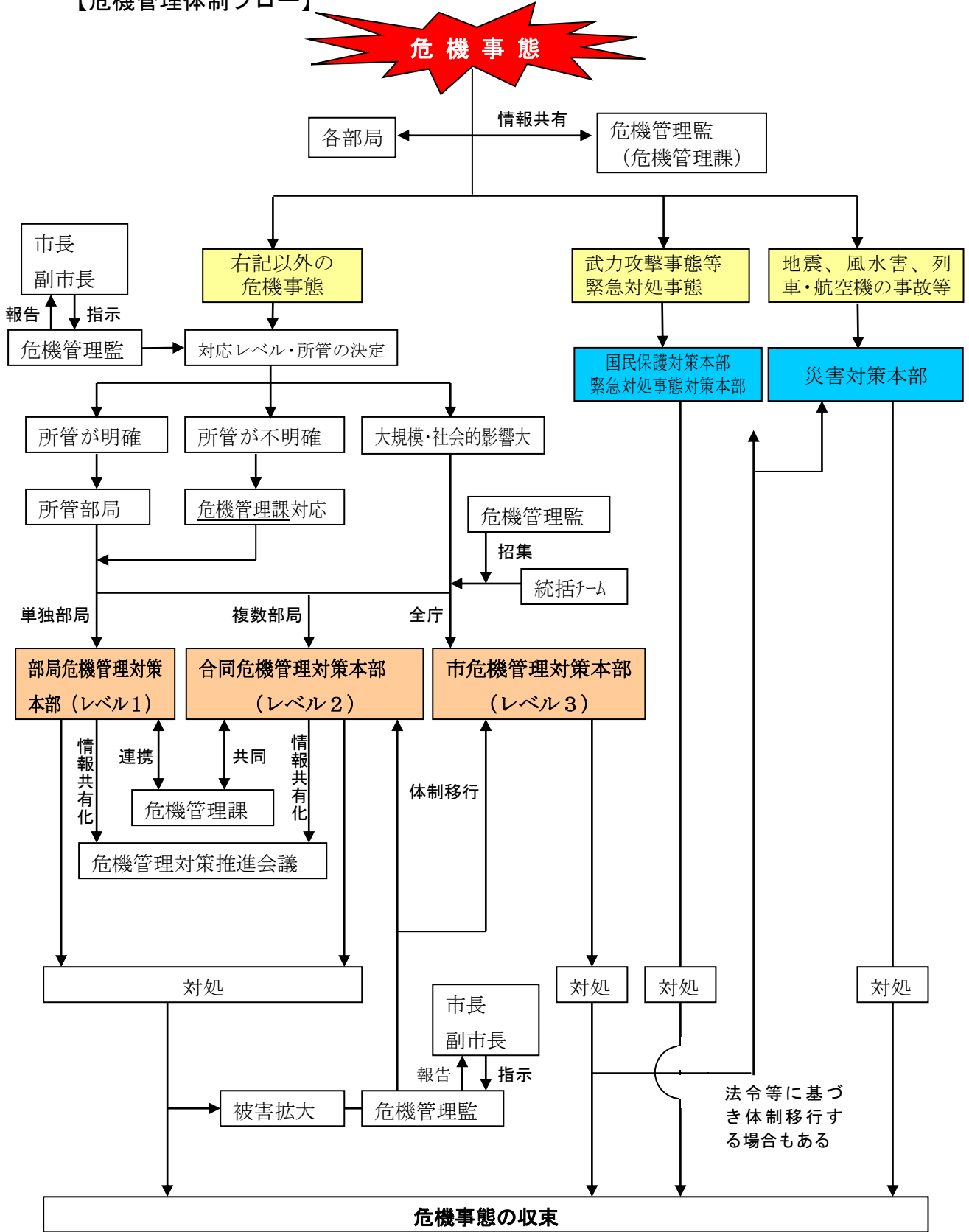
想定される危機事態		所管部局
1 地域防災計画の対象となる自然災害・事故災害		全部局
自然災害	①地震 ②風水害	
事故災害	① 航空機災害 ②鉄道災害 ③市街地火災 ④高層建築物災害 ⑤地下街等災害 ⑥危険物等災害 ⑦放射線災害	
2 国民保護計画の対象となる事態		全部局
武力攻撃事態等		
①弾道ミサイル攻撃 ②ゲリラ・特殊部隊による攻撃 ③航空攻撃 ④着上陸侵攻		
緊急処理事態		
武力攻撃に準ずる大規模テロ等		
3 地域防災計画及び国民保護計画の対象とならない危機事態		
市長などへの危害		都市経営部
野生鳥獣の出現		環境部
大気汚染、土壌汚染、水質汚濁		環境部
公園における事故		環境部
鳥インフルエンザなど家畜伝染病		健康医療部、環境部
新興感染症（SARS等）		健康医療部
大規模な食中毒		健康医療部
毒物・劇物による事故・事件		健康医療部
市管理道路にかかる事故		都市基盤部
ねずみ族・昆虫の大量出現		健康医療部、都市基盤部
市営住宅における事故		都市計画推進部
こども園児等に対する危害		こども未来部
小中学校児童・生徒に対する危害		教育委員会
学校園内及び校外活動中の事故・事件		教育委員会又はこども未来部
地域における通り魔、誘拐などの悪質な犯罪		危機管理課
不発弾の処理		危機管理課
電気・ガス・電話の大規模な停止		危機管理課
本庁舎での事件・事故		総務部
情報セキュリティに関する事故・事件		都市経営部
コンピュータシステム障害		総務部
水道水質事故		上下水道局
異常湧水		上下水道局
下水道での事故		上下水道局

危機管理対応方針

大規模な断水	上下水道局
市立病院における事故・事件	市立豊中病院
連続放火	消防局
消防活動を要する危機事態全般	消防局
議会における事故・事件	市議会事務局
市主催イベントでの事故・事件	各部局
市所管施設における事故・事件	各部局
各部局所管のシステム障害	各部局
個人情報等の漏洩	各部局
その他の想定される事故・事件	各部局

※想定する危機事態は、上記の事態で固定化するのではなく、必要に応じて、順次追加していく。

【危機管理体制フロー】



【全庁体制時の場合における各部局の主な役割】

部局	主な役割
危機管理課	本部会議の運営、総合調整、避難指示
総務部	応援要請、救援物資の調達、庁舎・車両管理
都市経営部	広報・広聴、記録、秘書、総合相談体制の編成、窓口の開設、相談内容のまとめ
環境部	災害ごみ対策、トイレ対策
財務部	危機事態対応予算、被災家屋調査、罹災証明書の発行、市有施設の応急危険度判定、仮設住宅建設用地の確保
市民協働部	義援物品の管理、救援物資の搬送、避難所開設・運営、外国人支援
福祉部	高齢者、障害者等の安全確保、福祉サービスの提供、備蓄物資等の提供、避難所の開設・運営、福祉関係団体等との調整、遺体に関する措置
健康医療部	医師会との調整
こども未来部	避難所開設・運営、こども園児等の安全確保、応急保育
都市計画推進部	応急危険度判定、仮設住宅の建設、避難所開設・運営、河川・急傾斜地のパトロール、住宅の確保
都市基盤部	浸水被害調査、浸水被害に対する対応、道路・河川・ため池・急傾斜地のパトロール、道路施設等復旧、災害ごみ対策、道路交通の確保
都市活力部（農業委員会を含む）	避難所開設・運営、経済関連被害調査、量販店の調査、事業者・農業者に関すること
会計課	各部局の応援
市立豊中病院	負傷者対応、病院協との調整
上下水道局	上下水道施設の復旧、応急給水、浸水被害調査・浸水被害に対する対応に係る応援
消防局	消火、救助、救急、パトロール、避難誘導、現場での広報
教育委員会	避難所開設・運営、児童・生徒の安全確保、応急教育
各行政委員会	各部局の応援（総務部長の指揮による）
市議会事務局	市議会との連絡調整

危機事態情報報告書

第 報	年 月 日 時 分 (24時間表示)		
報 告 者	所属 (部課)		職・氏名
	電話番号		
事 態 の 概 要	(なにが起きているのか・原因は判っているのか)		
発 生 日 時	年 月 日 時 分 (24時間表示)		
発 生 場 所	(住所・施設名等)		
情報入手経路	日時	年 月 日 時 分 (24時間表示)	
	方法	(誰から、どのように)	
被 害 状 況	人的被害 (性別・年齢が判明している場合は記載) 死者 (人) 負傷者 (人) 不明 (人)		
	物的被害 (建物の全半壊等)		
	その他		
事態の展開見込	<input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 反復 <input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 収束 <input type="checkbox"/> その他 ()		
対 応 状 況	他部局等への情報提供の有無 (危機管理課以外に提供した組織・施設名称を記載)		
	<input type="checkbox"/> 市長・副市長 <input type="checkbox"/> 広報広聴課		
	緊急対応の状況		
	通常業務の状況 <input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 停止 <input type="checkbox"/> その他 ()		
今後の対応方針			
その他参考事項			

危機管理課処理欄

受信者	氏名
関係機関等への連絡等	(組織・施設名等)
	(処理日時 年 月 日 時 分)

- ※1 事態覚知後直ちに、分かる範囲で記載し報告すること (未確認の場合は空欄でも可)
- ※2 FAXにより、危機管理課宛に送信すること (但し、送信後必ず電話連絡すること)
- ※3 特に緊急を要する場合は、電話・メモ書きの FAX・Eメールなども可 (但し、受信確認を必ず行うこと)

危機管理課連絡先 内線 2098 FAX 6858-2667 Eメール kikikanri@city.toyonaka.osaka.jp

報道発表資料

年 月 日 時 分現在
豊 中 市 ○○部

タイトル (○○事件・事故について)
危機事態名

1. 発生日時 年 月 日 () 時 分

2. 発生場所

—住所・施設名など— ※必要により地図を添付

3. 事態の概要

(だれが、どのように、なぜ、どうした)

—何が起きているのか、事態の原因、事態の今後の展開 など—

資料を添付する場合は明記

4. 被害状況

—人的、物的等の被害の状況はどうか—

※1 ※2

※1 死者数、負傷者 (負傷の度合い 重・中・軽)、不明、年齢・性別など

※2 全壊、半壊など

資料を添付する場合は明記

5. 対応の状況

—現在までにとっている措置の内容—

資料を添付する場合は明記

6. 今後の対応

—被害拡大防止措置の実施内容や市民への注意喚起など今後市が対応する内容—

【連絡先】
所属部課名
担当者名
TEL
FAX

豊中市危機管理対策本部設置要綱

(設置)

第1条 本市において、市民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)その他の法令等が適用されるものを除く。以下「危機事態」という。)が発生した場合に、全庁的に迅速かつ的確に対処するため、豊中市危機管理対策本部(以下「対策本部」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 対策本部は、次の事項を所掌する。

- (1) 危機事態に対する対応方針に関すること。
- (2) 危機事態に係る情報の収集及び伝達に関すること。
- (3) 広報及び報道に関すること。
- (4) 職員の配備に関すること。
- (5) 関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) 危機事態に係る対策対応に係る総合調整に関すること。
- (7) その他危機事態への対応に関して重要な事項の決定に関すること。

(組織)

第3条 対策本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

2 本部長は、市長をもって充てる。

3 副本部長は、副市長、危機管理監、教育長、上下水道事業管理者及び市立豊中病院事業管理者をもって充てる。

4 本部員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

5 本部長は、前項に掲げる者のほか、必要があると認めるときは、市職員のうちから本部員を指名することができる。

(職務)

第4条 本部長は、対策本部の事務を統括し、対策本部の職員を指揮監督する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 前項の規定により、副本部長が本部長の職務を代理する場合の順位は、前条第3項に掲げる順位による。

4 本部員は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

(部)

第5条 本部長は、必要があると認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

2 部に所属すべき部員は、対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長が指名する本部員をもって充てる。

4 部長は、部の事務を統括する。

(現地危機管理対策本部)

第6条 本部長は、必要があると認めるときは、現地危機管理対策本部(以下「現地本部」という。)を置くことができる。

2 現地本部は、現地本部長及び現地本部員をもって構成する。

3 現地本部長及び現地本部員は、副本部長及び本部員のうちから本部長が指名する。

4 現地本部長は、現地本部の事務を統括する。

(対策本部会議)

第7条 対策本部会議は、本部長が招集する。

2 対策本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

3 本部長が必要と認めたときは、対策本部会議に前項に掲げる者以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第8条 対策本部の事務局は、豊中市危機管理統括チームに置く。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、対策本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成20年3月25日から実施する。

附 則

1 この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

1 この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

1 この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

1 この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

1 この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

1 この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

1 この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

附 則

1 この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

別表(第3条関係)

総務部長、都市経営部長、都市活力部長、環境部長、財務部長、市民協働部長、福祉部長、健康医療部長、こども未来部長、こども家庭支援監、都市計画推進部長、都市基盤部長、会計管理者、市立豊中病院事務局長、上下水道局経営部長、同技術部長、消防局長、教育委員会事務局長、同委員会教育政策監、市議会事務局長

豊中市危機管理統括チーム設置要綱

(設置)

第1条 本市において、市民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態（以下「危機事態」という。）が発生した場合に、市長の意思決定を直接に補佐するため、豊中市危機管理統括チーム（以下「統括チーム」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 統括チームは、次の事項を所掌する。

- (1) 豊中市風水害対策本部、豊中市災害対策本部、豊中市国民保護対策本部、豊中市緊急処理事態対策本部及び豊中市危機管理対策本部（以下これらを「対策本部」という。）の運営に関すること。
- (2) 危機事態に対する対応方針の企画立案に関すること。
- (3) 危機事態に係る情報の収集及び分析に関すること。
- (4) 対策本部の指示の伝達に関すること。
- (5) 市が実施する危機事態に係る対策の総合調整に関すること。
- (6) 関係機関との連絡調整に関すること。
- (7) 市民への広報及び報道機関との連絡調整に関すること。
- (8) 職員動員配備の総合調整に関すること。
- (9) 応急対策に係る物品等の契約・調達の総合調整に関すること。
- (10) その他危機事態への対応に関して必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 統括チームは、チーム長、副チーム長及びチーム員をもって構成する。

2 チーム長は、危機管理監をもって充てる。

3 副チーム長は、総務部長及び都市経営部長をもって充てる。

4 チーム員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 別表第1に掲げる職にある者
- (2) 前号に掲げる者の職制に属する者
- (3) 危機事態に関連のある部局に属する者

(職務)

第4条 チーム長は、統括チームを代表し、その所掌事項を統括し、チーム員を指揮する。

2 副チーム長は、チーム長に事故があるときは、その職務を代理する。

(グループ)

第5条 統括チームに、統括グループ、渉外グループ、調整グループ、情報・システムグループ、広報グループ、庶務グループ、職員動員グループ及び物資等調達グループ（以下これらを「グループ」という。）を置く。

2 チーム長は、前項に定めるグループのほか、必要に応じて、統括チームに対策グループを置くことができる。

3 グループの長及び所掌事務は別表第2のとおりとする。ただし、対策グループの長及び所掌事務は、危機事態に応じて、その都度、チーム長が指名し、定める。

(招集)

第6条 チーム長は、危機事態が発生し、全庁的な危機管理の必要があると認められるときは、直ちに統括チームを招集する。

(庶務)

第7条 統括チームの庶務は、危機管理課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、統括チームの運営に関し必要な事項は、チーム長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成20年3月25日から実施する。

附 則

1 この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

1 この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

1 この要綱は、平成24年6月1日から実施する。

附 則

1 この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

1 この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

1 この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

1 この要綱は、令和2年10月1日から実施する。

附 則

1 この要綱は、令和4年10月1日から実施する。

附 則

1 この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

別表第1（第3条関係）

危機管理課長，行政総務課長，法務・コンプライアンス課長，デジタル戦略課長，人材戦略長，人事課長，職員課長，契約検査課長，経営戦略課長，とよなか都市創造研究所長，秘書課長，広報戦略課長

別表第2（第5条関係）

グループ名	グループ長	主な所掌事務
統括グループ	危機管理課長	①対策本部の運営に関すること ②応急対策の検討及び指示に関すること
渉外グループ	法務・コンプライアンス課長	①関係機関との連絡調整に関すること ②関係機関からの情報収集，整理，記録に関すること
調整グループ	経営戦略課長	①各部局の実施する応急対策の調整に関すること ②対策本部会議の資料作成に関すること
情報・システムグループ	デジタル戦略課長	①業務システム・庁内情報システムの安定稼働及び復旧に関すること ②対策本部の情報端末の稼働確保と運用に関すること ③庁内LANによる全庁的な情報共有化に関すること ④危機事態に係る情報全般の収集，整理及び記録に関すること
広報グループ	広報戦略課長	①市民への広報に関すること ②報道機関との連絡調整に関すること ③報道提供資料の収集及び作成に関すること
庶務グループ	秘書課長	①本部長及び副本部長（副市長）の秘書に関すること ②視察及び見舞者の接遇に関すること

職員動員グループ	人材戦略長	①職員の動員配備の総合調整及び参集状況の取りまとめに関すること ②職員の公務災害補償に関すること ③職員の仮眠場所の確保及び給食に関すること
物資調達グループ	契約検査課長	①応急対策に係る物品、資機材等の調達及び工事等の契約に関すること ②食糧、生活必需品等の救援物資の調達に関すること ③建設業者及び機械等の動員に関すること

豊中市危機管理対策推進会議設置要綱

(設置)

第1条 危機管理対策の総合的な推進を図るため、豊中市危機管理対策推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 推進会議は、次の事項を所掌する。

- (1) 地域防災計画に基づく施策の推進調整に関する事。
- (2) 国民保護計画に基づく施策の推進調整に関する事。
- (3) 強靱化地域計画に基づく施策の推進調整に関する事。
- (4) 危機管理対応方針に関する事。
- (5) 危機事態時における情報共有に関する事。
- (6) その他危機管理対策に係る事項に関する事。

(組織)

第3条 推進会議は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長及び副委員長は、副市長をもって充てる。この場合において、委員長となる者は、危機管理課担当の副市長とする。

3 委員は、別表1に掲げる者をもって充てる。

(職務)

第4条 委員長は、推進会議の事務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、必要に応じて委員以外の者に対し、会議への出席を求めることができる。

(幹事会)

第6条 第2条の所掌事項に係る具体的事項を協議するため、推進会議に幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事長及び幹事で組織し、幹事長は危機管理課長を、幹事は別表2に掲げる職にある者をもって充てる。

3 幹事会の会議は、必要に応じて幹事長が招集し、幹事長がその議長となる。

4 幹事会は、協議事項に係る幹事のみで開催することができる。

5 幹事長は、協議のため必要があると認められるときは、分科会を設置することができる。

(分科会)

第7条 分科会は、協議事項に応じて幹事及び幹事長が指名する職員で構成し、協議事項の主担となる課の長が座長となる。

2 分科会の会議は、座長が招集し、座長がその議長となる。

(事務局)

危機管理対応方針

第8条 推進会議，幹事会（以下「推進会議等」という。）の事務局は，危機管理課に置く。ただし，第2条第3号の事項に関する事務局は，経営戦略課に置く。

2 分科会の事務局は，危機管理課及び主担課とする。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか，推進会議等の運営に関し必要な事項は，委員長が定める。

附 則

1 この要綱は，平成20年3月25日から実施する。

附 則

1 この要綱は，平成20年4月1日から実施する。

附 則

1 この要綱は，平成21年4月1日から実施する。

附 則

1 この要綱は，平成23年4月1日から実施する。

附 則

1 この要綱は，平成24年4月1日から実施する。

附 則

1 この要綱は，平成25年4月1日から実施する。

附 則

1 この要綱は，平成26年4月1日から実施する。

附 則

1 この要綱は，平成27年4月1日から実施する。

附 則

1 この要綱は，平成30年6月20日から実施する。

附 則

1 この要綱は，平成31年4月1日から実施する。

附 則

1 この要綱は，令和2年4月1日から実施する。

附 則

1 この要綱は，令和3年4月1日から実施する。

附 則

1 この要綱は，令和4年4月1日から実施する。

附 則

1 この要綱は，令和5年4月1日から実施する。

別表1（第3条関係）

教育長，市立豊中病院事業管理者，上下水道事業管理者，危機管理監，総務部長，都市経営部長，都市活力部長，環境部長，財務部長，市民協働部長，福祉

危機管理対応方針

部長，健康医療部長，こども未来部長，こども家庭支援監，都市計画推進部長，都市基盤部長，会計管理者，市立豊中病院看護部長，同病院事務局長，上下水道局経営部長，同局技術部長，消防局長，教育委員会事務局長，同委員会教育政策監，市議会事務局長

別表 2（第 6 条関係）

危機管理課長，総務部行政総務課長，都市経営部経営戦略課長，都市活力部魅力文化創造課長，環境部ゼロカーボンシティ推進課長，財務部財政課長，市民協働部コミュニティ政策課長，福祉部地域共生課長，健康医療部保健安全課長，こども未来部こども政策課長，都市計画推進部住宅課長，都市基盤部交通政策課長，会計課長，市立豊中病院事務局病院総務課長，上下水道局経営部総務課長，消防局消防総務課長，教育委員会教育総務課長，選挙管理委員会事務局長，監査委員事務局長，農業委員会事務局長，市議会事務局総務課長